

北海道釧路商業高等学校「部活動に係る活動方針」

1 活動の基本方針

本校における部活動は、学校目標等を踏まえ、次のことを目的として、生徒の自主的、自発的な参加により実施するものとする。

- (1) 自ら律し、自己を成長させる自尊の精神と、他者をいたわり協調できる敬愛の精神を涵養する。
- (2) 創造力を培い主体的、協働的に課題を解決する能力を育成する。
- (3) たくましく生きるための健康や体力を養い、豊かな人間性や社会性を育成する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 活動計画等

部活動顧問は、次の計画(報告)を校長に提出するとともに生徒・保護者へ周知する。

①年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)

②毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)

(2) 部活動全般及び大会出場等に要する経費等

部活動顧問は、部活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料を添えて、生徒・保護者へ周知する。

(3) 持続可能な運営体制

校長は、各部活動の年間の活動計画等をもとに、実施状況等を把握し、教師・生徒の負担が過度とならないように必要に応じて指導・助言を行う。

(4) 校内における相談・要望窓口

本校における相談・要望窓口は「教頭」とし、部活動についての相談等を教師・生徒・保護者等に対応する。

3 指導・運営に係る体制の構築

(1) 適正な部活動数

校長は、生徒や教師の数、教師の長時間勤務解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動が実施できるよう、適正な数の部活を設置する。

(2) 複数顧問の配置

校長は、原則として複数の顧問を配置し、部活動顧問の負担軽減に努める。

(3) 部活動顧問会議の開催

校長は、部活動を学校全体に開かれたものにするため、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場として、部活動顧問会議を年2回実施する。

4 適切な教養日等の設定と活動時間

部活動についての「国のガイドライン」及び「北海道の部活動の在り方に関する方針」に則り、原則として次の通り休養日及び活動時間の基準を設定する。

(1) 学期中

① 週当たり2日以上(平日に1日以上、土・日曜日に1日以上)

② 大会参加等で週末、祝日に活動した場合は、休養日を平日に振り替える。

(2) 学校閉庁日

学校閉庁日は休養日(年間9日間)

- (3) 休養日の設定に当たって
 - ① 道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
 - ② 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
 - ③ 大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等の前で、やむを得ず活動を行う場合(高体連、高野連、高文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。
- (4) 長期休業中の休養日の設定
学期中に準じた扱いを行う。またある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (5) 1日の活動時間
平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度
- (6) 休業日の活動時間
大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、高体連、高野連、高文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合、別に示す活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができる。
- (7) 高等学校段階における弾力的な設定
高等学校では、別に示す休養日の下限及び活動時間の上限の範囲内で弾力的に休養日及び活動時間を設定することができる。
なお、その際は、当該部活動の活動計画及び活動実績を道教委に提出する。

5 高等学校における弾力的な設定

- (1) 休養日の下限
 - ① 平日に週1日(年間52日)、週末・祝日は月1日(年間12日)、学校閉庁日(年間9日) 合計年間73日以上を設ける。
 - ② 長期休業中についても学期中に準じる。
- (2) 活動時間の上限(1日の活動時間)
 - ① 平日3時間程度、学校の休業日4時間程度
 - ② 1週間合計16時間程度
- (3) 地域特性を踏まえた対応
地域性、季節性のある部活動については、長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを前提に、特例的に取り扱う。
(例)
 - ① 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とする。また、学校閉庁日は、その期間を休養日とする。
 - ② 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)が3時間程度となるように実施する。

6 その他

本活動方針は、随時、見直しを図り、部活動における、生徒・教師の負担軽減実現のため、改善を図るものとする。